

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

## 証 拠 説 明 書

2015(平成27)年3月12日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁 護 士 谷 次 郎

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲131	中日新聞 写し	平成27年3月7日	西尾述志	<p>・福井県原子力安全専門委員会(平成27年3月6日開催)において、田島俊彦委員が、「放射能は原子レベルの話。(シルト)フェンスの穴は大きすぎる。」と指摘していること。</p> <p>すなわち、シルトフェンスが放射性物質拡散抑制対策として機能するものとは到底言えないこと。</p> <p>・同委員会における田島俊彦委員からの、「(シルトフェンスの)有効性は？」との問いに対し、原子力規制庁の天野新基準適合性審査チーム員は具体的な効果を数値で示せなかったこと。</p> <p>すなわち、具体的効果の検証もなされていないシルトフェンスが放射性物質拡散抑制の設備として十分であるはずもないこと。</p>	
甲132	第75回原子力安全専門委員会(議事概要) 写し	平成24年9月6日	福井県原子力安全専門委員会	<p>福井県原子力安全専門委員会が、関西電力に対し、繰り返し、冷却水汚染水の早急な対策を求めているところ、関西電力は、「東電の状況を見極めながら考えていきたい。」や、「対応策、手配については、我々なりに検討したい」と述べるだけで、早急な対策を行う意思は全く感じられないこと。</p> <p>すなわち、本件原子炉について冷却水汚染水対策が十全に施されていないことが明らかである。</p>	
甲133	第78回原子力安全専門委員会(議事概要) 写し	平成26年11月20日	福井県原子力安全専門委員会	<p>福井県原子力安全専門委員会が、冷却水汚染水に対する処理対策を立てるよう関西電力側に求めているが、関西電力の回答が抽象的なものに終始していること。</p> <p>関西電力が汚染水対策を早急に行う意思がなく、本件原子炉について冷却水汚染水対策が十全に施されていないことが明らかであること。</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲134	高浜原子力発電所 3・4号炉の設置変 更許可申請書・補 正書(2) 254頁	写し 平成26年 10月31日	関西電力	関西電力が高浜原子力発電所 3・4号炉の設置変更許可申請 書に、汚染水が発生した際の対 策として、「必要な協力活動体 制を継続して構築する。」との み記載していること。	
甲135	高浜原子力発電所 3・4号炉の審査書 案(表紙、264頁～ 267頁)	写し 平成26年 12月 17 日	原子力規 制委員会	被告国(原子力規制委員会) が、冷却水汚染水対策を重要視 しておらず、必要な汚染水対策 を検討できる体制を構築する方 針が抽象的にでも記述されてい れば再稼働の審査基準を満たす という扱いをとっていること (267頁)	
甲136	関西電力株式会社 高浜発電所の発電 用原子炉設置変更 許可申請書(3号 及び4号発電用原 子炉施設の変更) に関する審査書 (案)に対するご 意見への考え方 (表紙、89頁)	写し 平成27年 2月12日	原子力規 制委員会	被告国(原子力規制委員会) が、冷却水汚染水対策を重要視 しておらず、必要な汚染水対策 を検討できる体制を構築する方 針が抽象的にでも記述されてい れば再稼働の審査基準を満たす という扱いをとっていること	